

北陸農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

令和6年能登半島地震に係る災害関連農村生活環境施設復旧事業の事業計画概要書等に添付する図面等の簡素化等を行う場合の取扱いについて

「災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱（平成2年6月7日付け2構改D第239号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）」、「災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要領（平成2年6月7日付け2構改D第240号農林水産省構造改善局長通知。以下「要領」という。）」等に基づき実施する農村生活環境施設の災害復旧事業について、「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」第7に準じて、以下のとおり事業計画概要書等に添付する図面等の簡素化等を行うことができることとしたので通知する。

なお、石川県に対して、貴職からこの旨を通知するとともに県内の関係市町等に周知するよう依頼願いたい。

記

1 適用区域

石川県

2 簡素化対象施設（別紙1①）

要綱第2第2項に定める別表（要領第2）において掲げる「集落排水施設」及び「営農飲雑用水施設」のうち、ポンプ施設、機械装置及び電気設備以外の施設を簡素化の対象とすることができる。

3 事業計画概要書の変更に必要な調査等の費用

簡素化する場合、事業計画概要書の変更を行うために必要な調査、測量、試験又は設計に関する費用（以下「詳細調査」という。）を測量及び試験費に計上して申請することができる。

4 採択申請における被災延長及び詳細調査の範囲の取扱い（別紙2①）

- （1）申請時の被災延長は、災害発生後の調査において把握した被災箇所を含む管路施設区間の範囲とする（この間において管路又はマンホールの損壊等により被害を十分に調査・確認できない範囲は不可視として取り扱う。）。
- （2）事業採択後に事業計画概要書を変更するために必要な詳細調査の範囲は、被災延長を含み、管内調査等が可能となる健全なマンホール間とする。

5 事業計画概要書等の作成における取扱い（別紙2②）

- （1）事業計画概要書等の復旧計画の欄に、詳細調査と調査に必要な延長及び調査内容を記載する。
- （2）詳細調査により新たに被災箇所が確認された場合において、必要な追加の復旧工事を計画変更で処理できるように、添付図面には、詳細調査の範囲及び被災延長を記載し、被災延長の範囲に復旧延長及び不可視延長をそれぞれ記載する。

6 事業費の算定について（別紙1②）

（1）管路施設

申請の範囲は、マンホールの隆起・亀裂、周辺の路面異常、管路の継ぎ目のズレ、たるみなど構造体の変状等の調査結果をもとに決定する。なお、申請範囲の考え方は、別紙2「被災した管路施設における採択申請の取扱い」に留意すること。

申請時は、代表となる断面の数量と復旧延長から事業費を算定する。

査定は条件付き査定とし、申請者は改めて行う詳細調査をもとに被災範囲及び復旧工法を確定し、速やかに計画変更（重要変更）する。

（2）マンホール等施設

申請の箇所数は、被害が確認された箇所数とする。

申請時は、代表となる箇所の数量と復旧箇所数により事業費を算定する。

査定は条件付き査定とし、申請者は改めて行う詳細調査をもとに被災範囲及び復旧工法を確定し、速やかに計画変更（重要変更）する。

（3）処理施設、浄水施設

被害状況に応じ簡素化が可能な構造物（二次製品など汎用性のある構造物、クラック補修など軽微な復旧を標準化して簡素化できる構造物等）は上記に準じる。

7 査定における取扱い

調査官は、簡素化により申請された場合において、事業計画概要書の変更を行うために必要な詳細調査に関する費用を事業費に計上することが適当と判断した場合には、「農地農業用施設災害復旧事業査定要領」（昭和40年9月10日付け40農地D第1128号農地局長通知）の様式第1「査定表」（以下、「査定表」という。）に条件付き査定として以下を記載するものとする。

〔記載内容〕

事業計画概要書の変更を行うために必要な詳細調査（調査、測量、試験又は設計）に関する費用を事業費の対象とする。

また、事業計画概要書等に詳細調査の範囲及び不可視区間が記載されている場合には「査定表」に条件付き査定として以下を記載するものとする。

〔記載内容〕

詳細調査により、不可視区間で当該災害による新たな被災の事実が確認され、追加工事が必要となった場合は、計画変更（重要変更）するものとする。

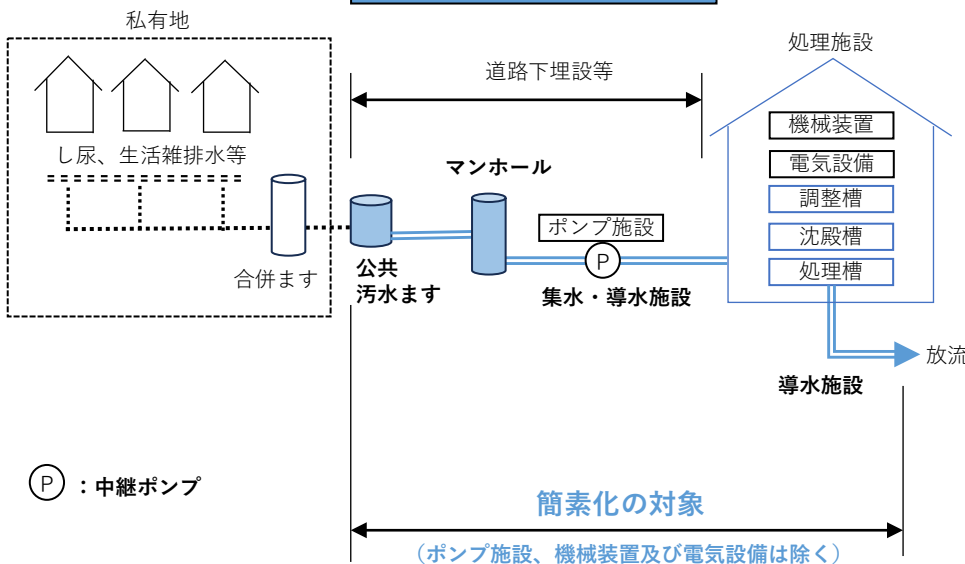
① 簡素化の範囲の考え方

【簡素化できる範囲】

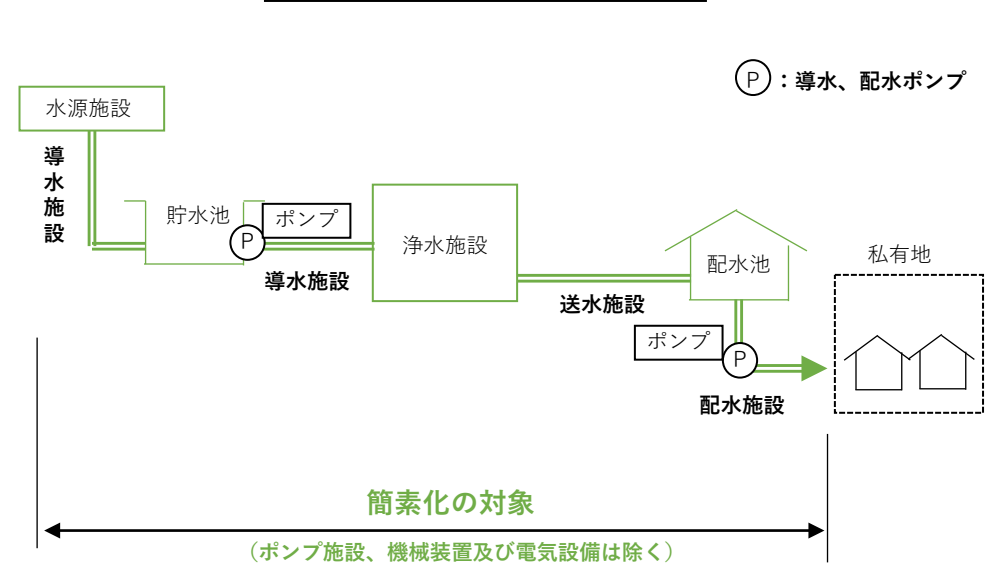
- 集落排水施設及び営農飲雑用水施設のうち、ポンプ施設、機械装置及び電気設備以外※を対象とする。

〔※実施要綱第2第2項に定める別表(実施要領第2)の詳細施設区分(表の右側の列)における、「ポンプ」、「機械装置」、「電気設備」に類する施設を除くものを対象。〕

集落排水施設イメージ



営農飲雑用水施設イメージ



② 事業費算定の考え方

【管路施設】

- 申請の範囲は、マンホールの隆起・亀裂、周辺の路面異常、管路の継目のズレ、たるみなど構造体の変状等の調査結果をもとに決定する。
なお、申請範囲の考え方は、別途「被災した管路施設における査定申請の取扱い」に留意すること。
- 申請時は、代表となる断面の数量×復旧延長から事業費を算定する。
- 査定は条件付き査定とし、申請者は改めて行う詳細調査をもとに被災範囲及び復旧工法を確定し、速やかに計画変更(重要変更)する。

【マンホール等施設】

- 申請の箇所数は被害が確認された箇所数とする。
- 申請時は、代表となる箇所の数量×復旧箇所数により事業費を算定する。
- 査定は条件付き査定とし、申請者は改めて行う詳細調査をもとに被災範囲及び復旧工法を確定し、速やかに計画変更(重要変更)する。

【処理施設、浄水施設、貯水池、配水池等】(ポンプ施設、機械装置及び電気設備は除く)

- 被害状況に応じ簡素化が可能な構造物(二次製品など汎用性のある構造物、クラック補修など軽微な復旧を標準化して簡素化することができる構造物等)は上記に準じる。

① 査定申請にかかる範囲の考え方

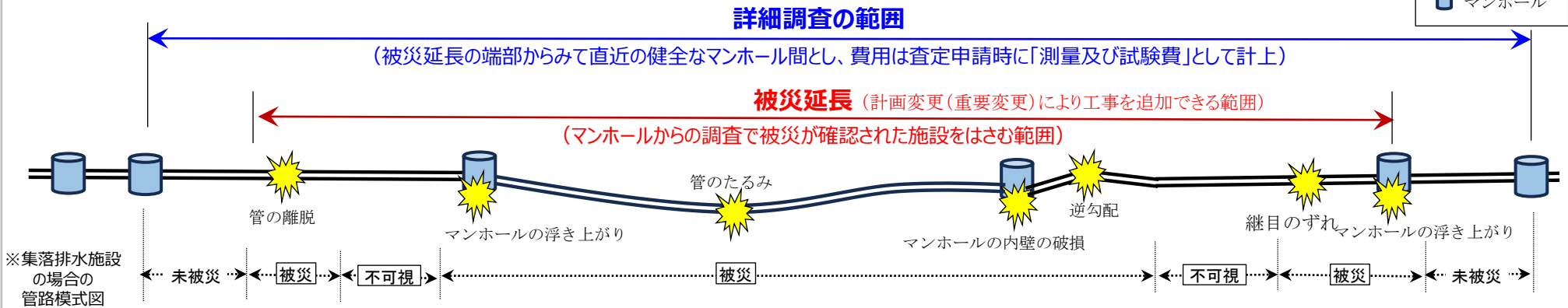
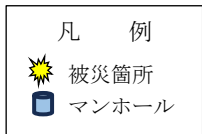
【被災延長及び詳細調査の範囲】

- 申請時の被災延長は、災害発生後の調査において把握した被災箇所を含む管路施設区間の範囲とする。
(この間において管路又はマンホールの損壊等により被害を十分に調査・確認できない範囲は不可視として扱う)
- 詳細調査の範囲は、被災延長を含み、管内調査等が可能となる健全なマンホール間とする。

※ 集落排水施設の場合は、マンホールの隆起・亀裂、周辺の路面異常、内壁のズレや破損、管路の継目のズレ、たるみなど構造体の変状等の調査を地方公共団体等が実施した結果をもとに「被災延長」を決定し、その範囲を簡素化申請の対象とする。

【計画変更として処理できる範囲】

- 計画変更（重要変更）により追加できる工事は、被災が確認された不可視区間の管路施設とする。



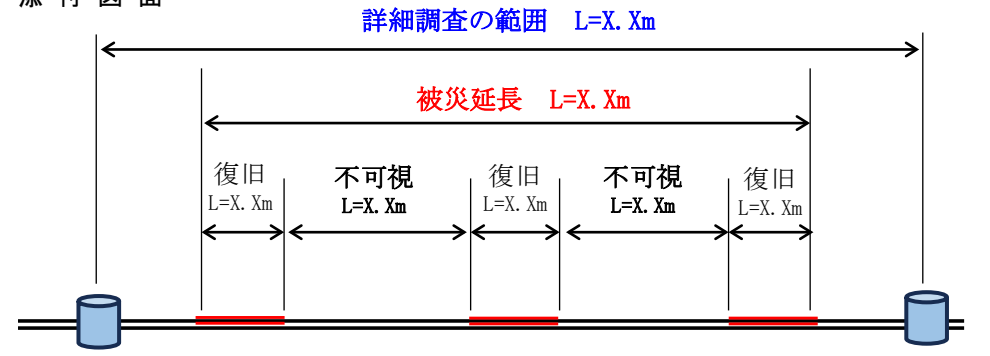
② 事業計画概要書等への事業費の計上

- 事業計画概要書（3千万円を超える場合は箇所別概要書含む）の復旧計画欄に、「詳細調査」を記載する。
- 添付図面には「被災延長」及び「詳細調査の範囲」を図示するとともに、復旧箇所以外を「不可視」として明示する。

災害関連農村生活環境施設復旧事業計画概要書
箇所別概要書（集落排水施設／営農飲雑用水施設）

復 旧 計 画	
・ ○○○	○○○○
・ ○○○○	○○○
・ 詳細調査	L=○m (○○調査) ※調査内容を記載
・ ○○	○○○○
・ ○○	○○○○

添 付 図 面



6 農振第 1 9 1 号
令和 6 年 4 月 1 5 日

北陸農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

令和 6 年能登半島地震に係る災害関連農村生活環境施設復旧事業の事業計画概要書等に添付する図面等の簡素化等を行う場合の取扱いについて

「令和 6 年能登半島地震に係る災害関連農村生活環境施設復旧事業の事業計画概要書等に添付する図面等の簡素化等を行う場合の取扱いについて（令和 6 年 3 月 13 日付け 5 農振第 3065 号農村振興局整備部防災課長通知）」の 1 に定める適用区域に富山県を追加することとしたので通知する。

なお、富山県に対して、貴職からこの旨を通知するとともに県内の関係市町村等に周知するよう依頼願いたい。

6 農振第 1 9 1 号
令和 6 年 4 月 1 5 日

北陸農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

令和 6 年能登半島地震に係る災害関連農村生活環境施設復旧事業の調査の
効率化について

災害関連農村生活環境施設復旧事業の調査については、「災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱（平成 2 年 6 月 7 日付け 2 構改 D 第 239 号農林水産事務次官依命通知）」等により行っているところであるが、令和 6 年能登半島地震による甚大な被害の発生状況に鑑み、事業の調査の迅速な処理を図るため、当該災害による被害に限り、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

なお、富山県及び石川県に対して、貴職からこの旨を通知するとともに各県内の関係市町村等に周知するよう依頼願いたい。

記

- 1 「災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱（平成 2 年 6 月 7 日付け 2 構改 D 第 239 号農林水産事務次官依命通知）第 6（事業の調査）」に係る机上査定限度額について、富山県は 3,000 万円以下、石川県は 74,600 万円以下とする。
- 2 「災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱及び要領の運用について（平成 14 年 4 月 8 日付け 13 農振第 3769 号農村振興局整備部防災課長通知） 5 採択の保留について」の（1）に定める調査額を 119,000 万円以上とする。